

第6章 避難管理

(劇場等の客席)

第48条 劇場等の屋内の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) いすは、床に固定すること。
- (2) いす背（いす背のない場合にあつては、いす背に相当するいすの部分。以下この条及び次条において同じ。）の間隔は、80センチメートル以上とし、いす席の間隔（前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいう。以下この条において同じ。）は、35センチメートル以上とし、座席の幅は、40センチメートル以上とすること。
- (3) 立見席の位置は、客席の後方とし、その奥行は、2.4メートル以下とすること。
- (4) 客席（最下階にあるものを除く。）の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間には、高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。
- (5) 客席の避難通路は、次によること。

ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数（8席にいす席の間隔が35センチメートルを超える1センチメートルごとに1席を加えた席数（20席を超える場合にあつては、20席とする。）をいう。以下この条において同じ。）以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数（1席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）以下ごとに縦通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。

イ アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に0.6センチメートルを乗じて得た幅員（以下「算定幅員」という。）以上とすること。ただし、当該通路の幅は、80センチメートル（片側のみがいす席に接する縦通路にあつては、60センチメートル）未満としてはならない。

ウ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席20席以下ごと及び当該客席の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、1メートル未満としてはならない。

エ まず席を設ける客席の部分には、横に並んだまず席2まず以下ごとに幅40センチメートル以上の縦通路を保有すること。

オ アからエまでの通路は、いずれも客席の避難口（出入口を含む。以下同じ。）に直通させること。

【解釈及び運用】

本条は、条例第24条第1項第1号に規定する劇場等の屋内の客席に関し、避難管理上必要ないすの固定化、いす背の間隔、いす席の間隔及び座席の幅、立見席の位置及び奥行、手すりの設置並びに避難通路の保有について規定したものである。

- 1 本条及び次条に規定する「客席」とは、劇場、映画館、演芸場等については、入口ホール、事務室、映写室、売店、廊下、階段、便所、舞台部（舞台、楽屋、大道具室、小道具室）等を除いた催物観覧用の部分をいい、集会場又は公会堂については、集会室がこれに該当する。また、これは一体的な概念であつて、座席部分のみならず客席通路も

また客席の一部にほかならない。

なお、映画、演劇等興行的なものを鑑賞しない集会場（地域住民が使用する集会場）等については、当該規定は適用しない。

2 第1号

客席に設けるいすは、観客の避難に際して転倒し、避難通路の効用を著しく阻害するばかりでなく、予想外の混乱を招くおそれがあることから、床に固定しなければならない。

なお、車いす使用者用の客席に隣接して設ける同伴者用の客席については、次の例による固定方法も認められるものであること。（図48-1、2参照）

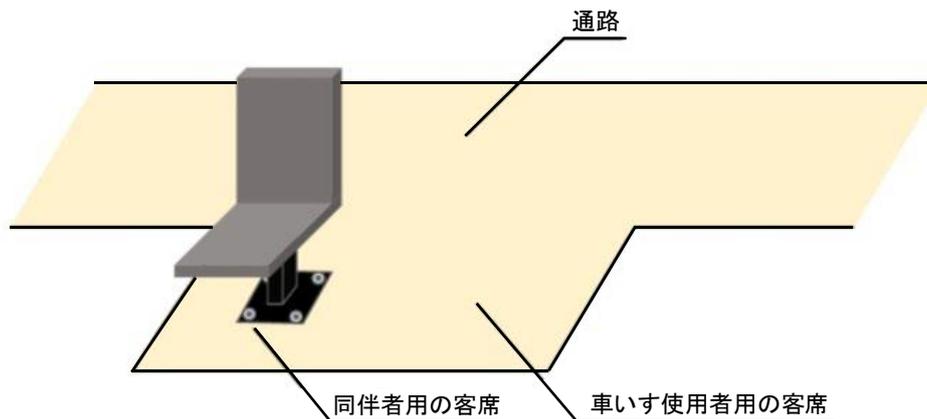


図48-1 車いす使用者用の客席に隣接してあらかじめ固定したいす席を設ける方法

【出典：令和7年6月26日付け消防予第248号「劇場等における車椅子使用者客席の同伴者席の固定に係る取扱いについて」】

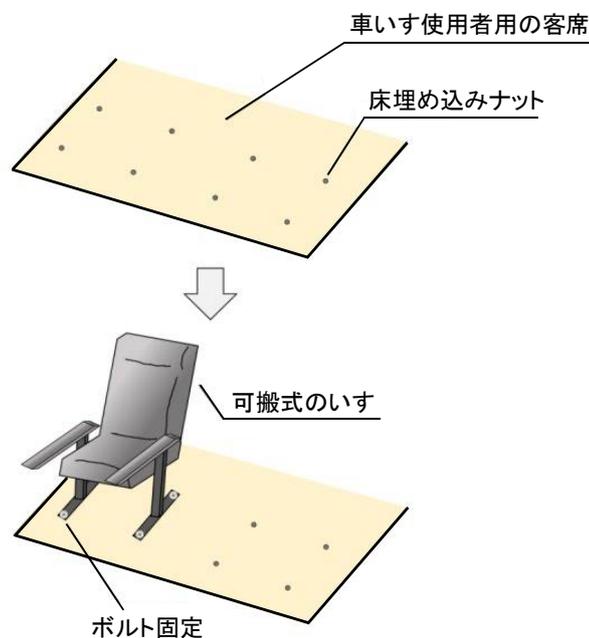


図48-2 必要に応じていす席をボルト固定できるようにする方法

【出典：令和7年6月26日付け消防予第248号「劇場等における車椅子使用者客席の同伴者席の固定に係る取扱いについて」】

ただし、次の(1)から(3)までの全ての要件に適合している場合は、条例第49条の2の規定を適用し、床に固定しないことができる。（図48-3参照）

(1) 車いすの使用者の介助を目的としていること。

- (2) 本条第5号に定める客席の避難通路に設けられていないこと。
- (3) 同伴者用のいす席の数は、観覧時において必要最小限の数であること。

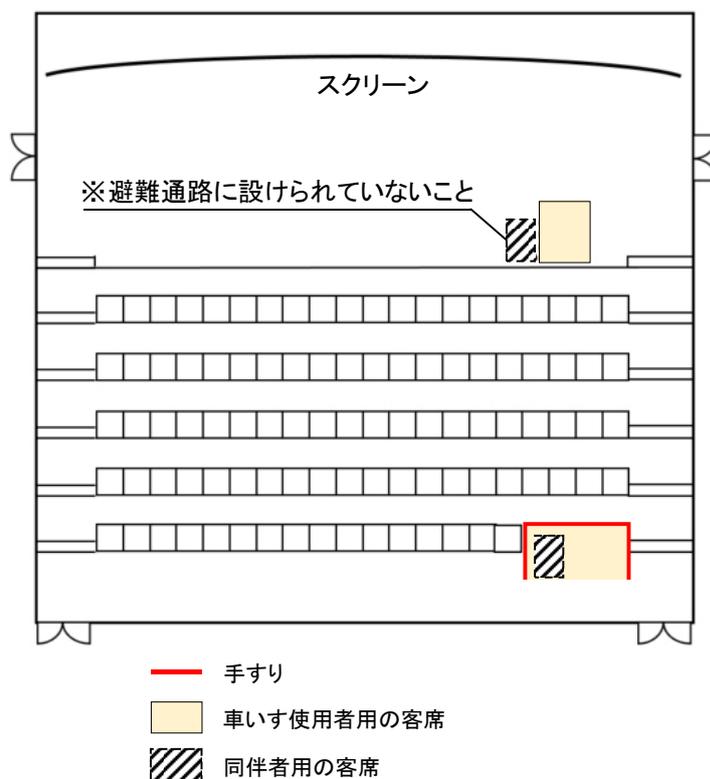


図48-3 特例により同伴者用の客席の床への固定が免除される場合の例
 【出典：令和7年6月26日付け消防予第248号「劇場等における車椅子使用者客席の同伴者席の固定に係る取扱いについて」】

3 第2号

- (1) 「いす背の間隔」とは、前席の最後部と後席の最後部の間の水平距離をいう。(図48-4参照)

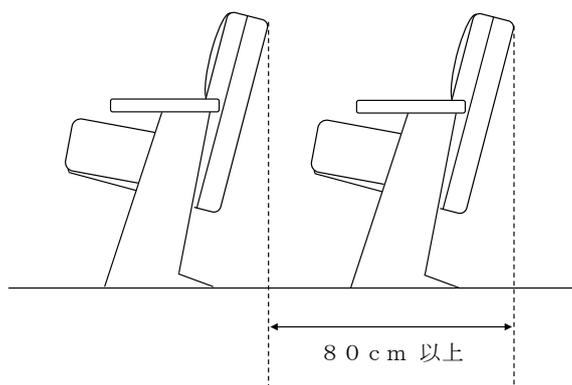


図48-4 いす背の間隔

【株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』参考】

- (2) 「いす席の間隔」とは、前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいい、自動的に座が跳ね上がる方式のものにあつては、座を跳ね上げた状態で水平距離を測定し、座の跳ね上がらないもの又は手動によって座の上がるものについては、跳ね上がらない状態で水平距離を測定すること。(図48-5参照)

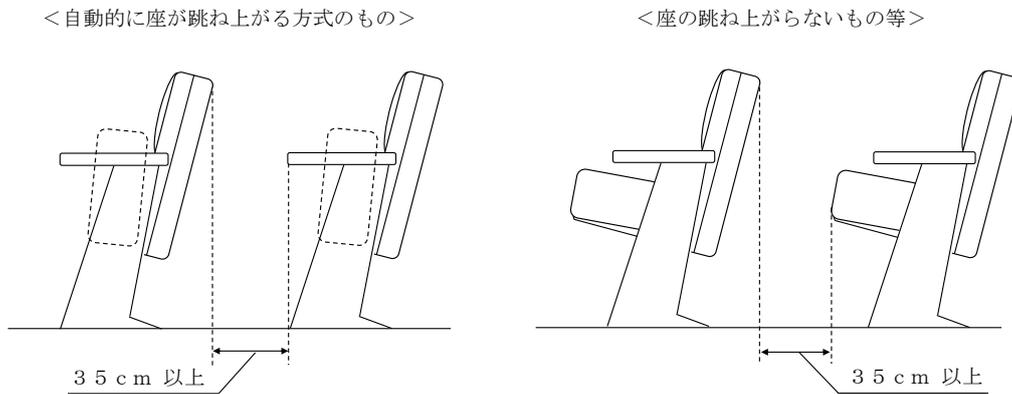


図 48-5 いす席の間隔

【株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』参考】

- (3) 「**座席の幅**」とは、入場者一人当たりの占有幅を指すものであって、一のいすの幅をいうものではない。従って、長いすにあっては、その幅が2mである場合には、1のいすに5人を超えて入場者を着席させることはできない。(図48-6参照)

なお、本号はいす席を設ける客席の部分についての規定であり、ます席、立見席等における入場者一人当たりの占有幅について規定しているものではない。

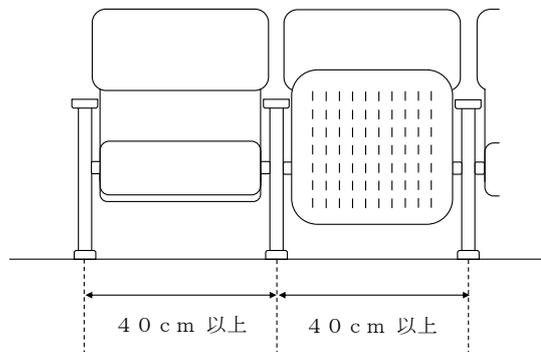


図 48-6 座席の幅

【株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』参考】

4 第3号

「**立見席**」には、いわゆる待見席も含むものである。位置については、最も避難が容易な客席の後方に限り、かつ、その奥行は2.4m以下としなければならない。客席の側方に設ける待見席は認められない。

5 第4号

「**最下階**」とは、客席の最も低い位置にあり、墜落するおそれのない場所をいい、最下階にある客席を除き、客席の最前部に落下防止のための手すりを、また、立見席と立見席でない部分との境に群衆の流れを止めるための手すりを設けることを定めたものである。(図48-7参照)

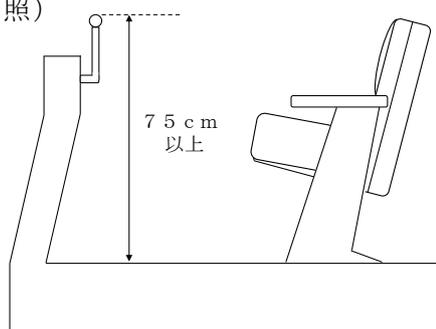


図 48-7 落下防止の手すり

6 第5号

- (1) 「横に並んだいす席(ます席)」 「縦に並んだいす席」等の表現における横又は縦とは、いずれも舞台等に面して横又は縦を示すものである。
- (2) 「いす席の基準席数」とは、いす席の間隔に応じ、表48-1のように最大20席まで認めるものである。

表48-1 <いす席の間隔と基準座席の関係>

いす席の間隔 (cm) A	基準席数 (小数点以下切捨て)
35以上47未満	$8 + (A - 35)$
47以上	20

- (3) 各通路の「算定幅員」の算定の基礎となる「通過人数」については、座席配列、出入口の位置、階段の位置等により定まることがとなるが、実務的には劇場等の設計者が座席から出入口までの避難経路を計画し、消防長又は消防署長がその避難計画が適正であるかどうか判断することとなる。その際に、基本的には座席の中央から両側の通路に均等に避難することとして計画されることが望ましい。

なお、「算定幅員」は通路ごとに、当該通路のうち、通過する人数が最も多い地点での通過人数に0.6cmを乗じた幅員とし、通路の幅員は算定により算出された「算定幅員」又は最低幅員(片側のみがいす席に接する縦通路にあつては60cm、それ以外の縦通路にあつては80cm、横通路にあつては1mとする。)のうち大きい方を用いることとなるが、通路のどの部分でも、通路ごとに定まる幅員を下まわる幅員としてはならない。(図48-8、9参照)

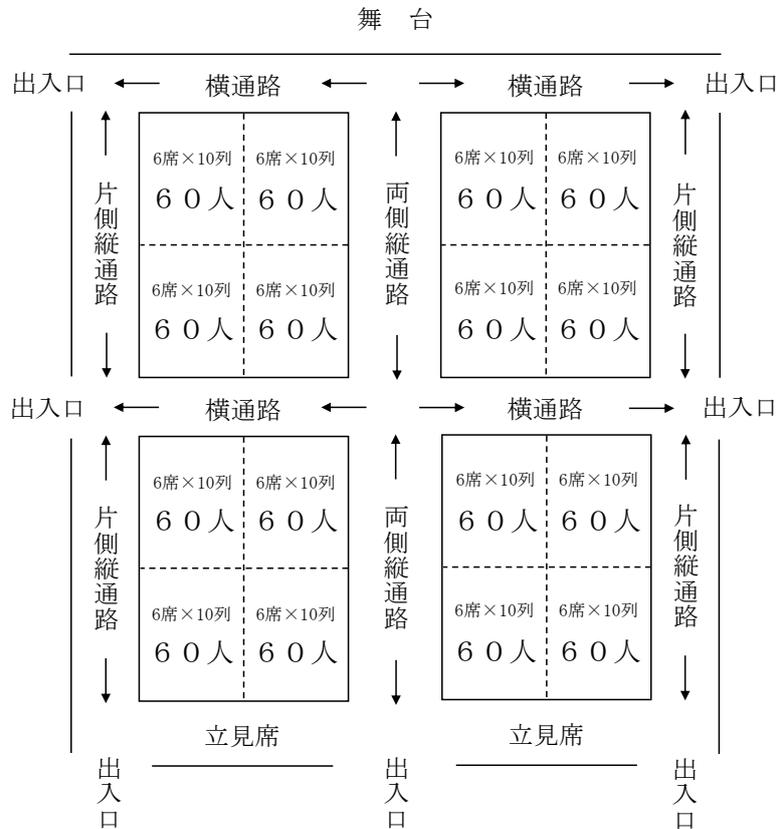


図48-8 劇場の座席配列の設計例(12席×20列の場合)

【株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』参考】

○ 両側縦通路の計算

$6 \text{席} \times 10 \text{列} \times 2 \text{ブロック} \times 0.6 \text{cm/人} = 72 \text{cm} < 80 \text{cm}$
したがって、両側縦通路の幅員を80cmとする。

○ 片側縦通路の計算

$6 \text{席} \times 10 \text{列} \times 0.6 \text{cm/人} = 36 \text{cm} < 60 \text{cm}$
したがって、片側縦通路の幅員を60cmとする。

○ 横通路の計算

$6 \text{席} \times 10 \text{列} \times 2 \text{ブロック} \times 0.6 \text{cm/人} = 72 \text{cm} < 100 \text{cm}$
したがって、横通路の幅員を100cmとする。

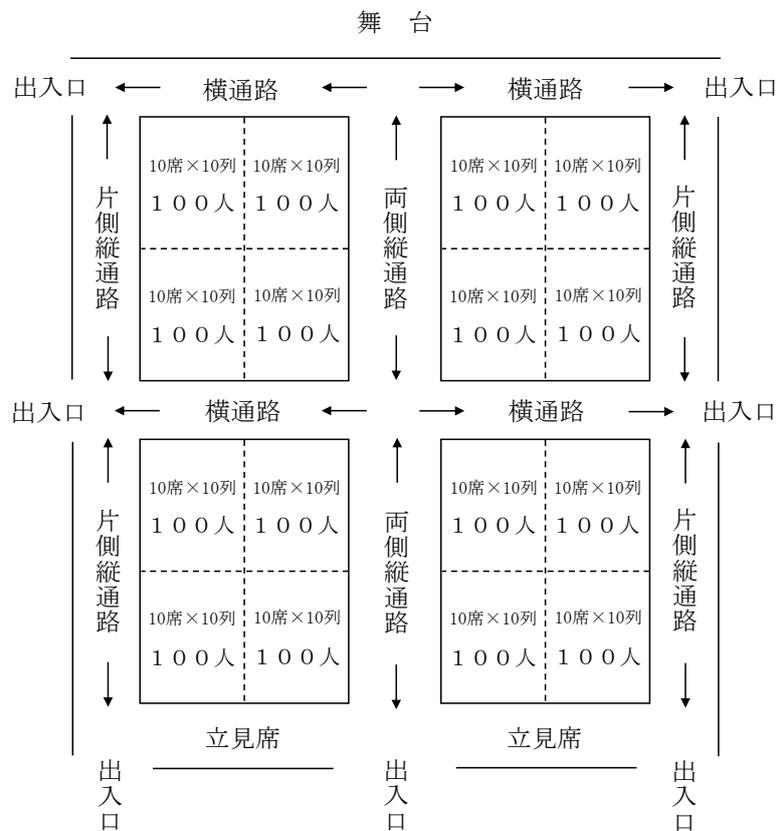


図 48-9 劇場の座席配列の設計例 (20 席×20 列の場合)

【株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』参考】

○ 両側縦通路の計算

$10 \text{席} \times 10 \text{列} \times 2 \text{ブロック} \times 0.6 \text{cm/人} = 120 \text{cm} \geq 80 \text{cm}$
したがって、両側縦通路の幅員を120cmとする。

○ 片側縦通路の計算

$10 \text{席} \times 10 \text{列} \times 0.6 \text{cm/人} = 60 \text{cm} \geq 60 \text{cm}$
したがって、片側縦通路の幅員を60cmとする。

○ 横通路の計算

$10 \text{席} \times 10 \text{列} \times 2 \text{ブロック} \times 0.6 \text{cm/人} = 120 \text{cm} \geq 100 \text{cm}$
したがって、横通路の幅員を120cmとする。

- (4) 横通路は、一団の客席間と最下階にある客席の最前部に必要であるが、客席の最後部には保有義務はない。
- (5) 「**避難口**」とは、避難に際して使用される出入口をいう。「**(出入口を含む。)**」としたのは、火災その他の災害が起こった場合にのみ使用され、通常の出入りには使用しない、いわゆる非常口のみならず、一般の出入口も、避難に際して使用される限り含めようとする趣旨である。
- (6) 「**直通**」とは、「直通階段」等の用例にみられるごとく、「直接的に通じる」という意味であって、「直前的に通じる」ことを要求したものではない。すなわち、避難通路が直線をなし、その一端に避難口が存することは必ずしも必要でない。